

今月の相談事例（4月号）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0004 静岡県島田市横岡 640-2

三浦労務経営事務所
社会保険労務士 三浦 茂

TEL 0547-45-5811

FAX 0547-45-5821

URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談】

メンタルの問題で、勤務出来る日数が少なくなってしまった社員がいます。このままの状態では周りの社員も、会社としても困るので、しっかり出勤できるようになってほしいと思っています。しかし、それが無理なら辞めて貰うことも考えなければいけないと思うのですが、どうしたら良いのでしょうか。

【アドバイス】

会社としてその従業員を今後も雇い続けたいのであれば、休職させ、その間に治してもらいましょう。休職とは、病気やケガで一時的に働けなくなった時、しばらく休みを取らせて回復を待つものです。うつ病等、メンタル面での病気にも適用されます。就業規則に休職制度を設けていない場合でも、休職させることはできます。しかし、後述する理由により、取り急ぎ就業規則を整える事をお勧めします。

休職中の労働者は、休職制度の有無は関係なく、条件を満たせば傷病手当金が受けられます。この手当は会社が支払うものではありませんが、休職中でも社会保険料は支払わなければいけません。会社だけでなく、本人からの支払いも必要なため、会社から賃金支払いがない場合は、本人に会社指定の口座へ振り込んでもらう等する必要があります。また、一定条件を満たせば、退職しても傷病手当金は受給可能ですのでご相談下さい。

しばらく休職して就業が可能になった場合は、復職してもらいましょう。しかし、復職が望めず雇い続ける事が困難になった時は、退職又は解雇となります。

その時、就業規則に①休職期間の満了、②期間満了後は自動的に退職するものとする、③復職の基準、これを明確に定めてあれば休職期間満了後、復職が見込めない場合は自然退職扱いとなります。しかし、休職制度がない場合や、上記の内容を定めていない場合、本人が退職を希望しないのであれば、解雇の手続きを行わなければなりません。この場合の解雇は普通解雇となります。精神または身体の故障により業務に耐えられないと認められた時には、30日前に解雇予告をするか、30日分の解雇予告手当を支払えば解雇することが出来るというものですが、不当解雇と見なされないためにも本人にしっかり説明して行くべきです。そのため、出来るだけ早い段階で就業規則を明確に定めておくべきでしょう。

また、会社としてメンタル問題を抱えた従業員を雇い続ける事が困難だと判断した場合は、休職をさせずに普通解雇という手段をとることも出来ますが、これも同様です。

このような相談のケースは、近年増えてきていますし、業種や職種、人数に関係なくどこの事業所でも発生している事です。発生した時、対応に困らないように、就業規則の定めが必要です。また、初期療養や早期の発見が望まれます。同時に、こういった病気にならないための予防も必要です。

裏面のチェック表を参考に早期発見や予防を心がけるのも良いでしょう。

■セロトニン不足度CHECK■

朝日を浴びることが少ない
朝は出かける直前まで寝ている
昼夜逆転の生活パターンだ
朝食を摂らないことが多い
ごはんやパンなどの炭水化物を控えている
魚より肉をよく食べる
ダイエットのために食事制限をしている
固いものをよく噛んで食べていない
階段よりエレベーターやエスカレーターをよく使う
1日30分程度、続けて歩くことがない
運動不足だと感じている
仕事やプライベートでパソコンの前に座ることが多い

チェック数	コメント
0～3	元気いっぱいです
4～6	まずまずでしょう
7～9	やや不足しています
10以上	セロトニン不足です

セロトニンとは、脳内の神経伝達物質で、脳の状態を落ち着かせ、心をクリアーにしてくれる働きがあります。近年、話題になることが多くなったうつ病や摂食障害、パニック障害などはこのセロトニン不足が

(社会福祉法人聖隷福祉事業団 保険事業部 発行 すこやか&オアシス 2012年 VOL.41 春号より引用)

■毎日のヘルスチェックリスト■

通勤の足取りは軽かったか
気分良く仕事を始められたか
午前中の勤務時間を短く感じたか
昼食をおいしく食べたか
昼休みに運動したか
午後の仕事を気持ちよく始めたか
業務に集中できたか
終業のチャイムが早く鳴ったと思ったか
今日の仕事は全て片づいたか
仕事上のミスはなかったか

《各質問項目に対して》

3点	とてもよくできた(感じた)
2点	まずまずできた(感じた)
1点	あまりできなかった(感じなかった)
0点	できなかった(感じなかった)

《健康状態の目安》

25点以上	すぐれた健康状態
15点～24点	まずまずの健康状態
15点未満	疲労傾向の状態

一人ひとりの健康状態は、それぞれ個々で日々刻々と変化しています。そして、健康状態が悪くなると、それが不安全行動や事故につながる可能性があります。

健康は労働者が自分自身で守ることが原則です。上記のチェックリスト等により、自分自身の健康に日頃から注意を払うことが必要です。